

衛生習慣

従業員や他者をコロナウイルス感染のリスクから守るため、以下を実施し、従業員が衛生習慣を実行するよう徹底しましょう。

コロナウイルス関連職場健康安全性方策(監督制度を含む)の実施にあたっては、職場健康安全性担当従業員代表との協議が必要です。

従業員および訪問者の衛生習慣

従業員および訪問者に対して、こまめに石鹸と流水で 20 秒間以上手洗いし清潔なペーパータオルで拭くなどの衛生習慣を指示します。

以下の場合には手洗いが必要です。

- 食事の前後
- 咳・くしゃみの後
- トイレ使用后
- 作業交代時および汚染された可能性のある面に触れた後

手洗いが不可能な場合は、エタノール 60%以上もしくはイソプロパノール 70%以上のアルコール消毒液を用意しなければなりません。

従業員および訪問者は、以下も要求されます。

- 咳・くしゃみの際はひじの内側やティッシュで鼻と口を覆うこと
- 顔や目、鼻、口に手を触れないこと
- ティッシュや煙草の吸い殻は蓋のあるゴミ箱に捨てること
- 喫煙の前後には手を洗うこと
- 道具は使用後に清掃・消毒すること
- 毎日徹底的に身体、髪やひげ、衣類を洗うこと
- 故意の身体的接触(握手など)をしないこと

衛生習慣を効果的に実施するために、以下に注意しましょう。

- 感染症流行防止のための方策を立案する際に従業員と協議し、実施の際に周知徹底する
- 共用エリアに出入りする前に正しく手を洗うことの重要性を強調する
- 正しい手洗い、乾燥、消毒液の使い方を解説する**ポスター(posters)**を掲示する
- 共用エリアの使用時に求められる行動基準(使った物の後始末、ゴミ箱の利用、食卓に携帯電話などを置かないこと等)を従業員に知らせる

定期的に観察・再検討し、衛生習慣がきちんと実行され、効果を上げているかを検証します。

衛生設備

衛生設備は、十分な数があり、利用しやすく、故障がなく、安全に利用できるようにしておかなければなりません。

手洗い、更衣室、食堂などを増設する必要があるか検討してください。従業員が衛生習慣を実行できるよう、十分な数の手洗い場が便利な場所に設置されていることを確認してください。

手洗い場が限られている場合は、出入口に消毒液置き場を設置します。

トイレットペーパー、石鹸、水道、ペーパータオル等、手洗いの備品は十分に供給します。

衛生設備の必要数は、現場勤務中の従業員数、シフト制、開放時間などを考慮して算出し、臨時に出勤を減らした従業員が戻ってきた場合のことも考えて決めます。

対人距離確保のために食堂や共用エリアを増設する場合は、仕事場から行きやすい場所にあるか、十分な設備(飲料水、ゴミ箱等)があるか、風雨や汚染物質、危険物質等にさらされていないかを確認します。共用エリアの窓を開放したりエアコンを調節したりして通気を確保し、空調の室内循環をなるべく少なくします。

より詳しい情報

より詳しい情報は、[Safe Work Australia](https://www.swa.gov.au/coronavirus) ウェブサイトをご覧ください。